

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 減給

(1) 不適正な事務処理

被処分者	主事 59歳
事案の内容	令和2年1月に収納金として收受した金銭のうち、50,000円が紛失し、さらには令和2年2月にも同様に50,000円が紛失する事故が起こった。 被処分者は、1月に50,000円が紛失した際、所属長に報告せず、紛失した収納金の不足額を私費で補填し、区指定金融機関へ入金した。
処分の内容	減給10分の1 1月
発令年月日	令和2年10月5日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号